

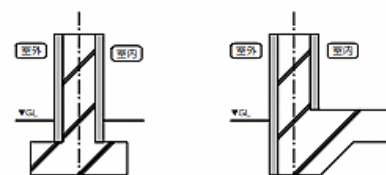
【土間床の断熱】

- 土間床部分の基礎壁と水平部分の断熱構造化の可否については、下記のとおりとすることができます。

土間床の部分	地盤面に垂直な基礎壁部分	地盤面に水平な土間部分
① 玄関土間、勝手口土間	断熱構造としなくてもよい	断熱構造としなくてもよい
② 玄関土間又は勝手口土間に繋がる非居室の土間		
③ 上記以外の土間	断熱構造とする	

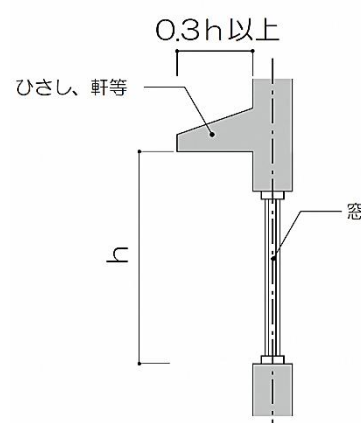
【断熱材の参考事項】

- 土間床等の外周部は、基礎の外側もしくは内側のいずれか、又はその両方に断熱材を地盤面に対して垂直で、かつ基礎底盤上端から基礎天端まで連続して施工する
- 一戸建ての住宅において、床の「外気に接する部分」のうち、住宅の床面積の合計に 0.05 を乗じた面積以下の部分については、「その他の部分」とみなすことができる
- 断熱性能が基準に満たない部位を他の部位で補完（トレードオフ）することはできない。



【開口部の参考事項】

- 「熱貫流率」においては、開口部の面積（当該開口部が2以上の場合はその合計の面積）が住戸の床面積に 0.02 を乗じた数値以下となるものを除くことができる。
- 「日射遮蔽対策」は、開口部の面積の大部分が透明材料であるものに限る（不透明材料のドアは対象外）。
- 「日射遮蔽対策」においては、天窗以外の開口部で、開口部の面積（当該開口部が2以上の場合はその合計の面積）が住戸の床面積に 0.04 を乗じた数値以下となるものを除くことができる。
- 「付属部材」とは、紙障子、外付けブラインド（開口部の直近外側に設置され、金属製スラット等の可変により日射調整機能を有するブラインド）、その他これらと同等以上の日射遮蔽性能を有し、開口部に建築的に取り付けられるものをいう。レースカーテン、内付けブラインド等の着脱が容易なものや、竣工引渡し時に設置可否の確認が困難な部材は対象外。
- 「ひさし、軒等」とは、オーバーハング型の日除けで、外壁からの出寸法がその下端から開口部下端までの高さの 0.3 倍以上のものをいう。



【仕様基準に基づく仕様表作成ツール】

- 国土交通省資料ライブラリーに掲載されている作成ツールで出力した仕様表を添付してください。※同様の内容が網羅されていれば独自様式でも構いません。
(<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/04.html>)
- 断熱材、開口部、設備機器の性能値の根拠となるカタログ等を添付してください。

(2) よくある指摘（省エネ関係仕様基準）

- ・各材料が図面と仕様表で整合していない。
- ・数値の根拠となるカタログ等の添付が不足している。
- ・ポーチ上の2階床が「外気に接する床」として記載されていない。（オーバーハングしている場合、2階の床は「外気に接する床」に該当。ただしオーバーハング部分面積が住宅床面積合計の5%以下なら、「その他の床」とみなすこともできる。）
- ・基礎断熱となっているが、床下に通気がある。
- ・図面では屋根断熱となっているが、仕様表は天井断熱となっている。
- ・断熱材、開口部の数値がカタログ等と一致していない。
- ・仕様表では冷暖房設備が設置で、平面図には設置と記載があり不整合。
- ・ハイブリット型給湯機器を使用している。現時点でハイブリット型は仕様基準の対象にはならないため、省エネ適合性判定が必要となる。

4. 完了検査時によくある指摘等

(1) 完了検査に先立っての注意事項

- ・鳥取県福祉のまちづくり条例の対象となる建築物は、敷地内通路も完了検査の検査の対象になりますので、外構工事が完了していることが必要です。
- ・2号建築物では屋外の給排水設備等の工事も検査の対象となりますので、図面記載の工事が全て完了したことを工事監理者が確認した上で、申請してください。
- ・省エネ基準適合義務の対象となる建築物の完了検査申請を行う際は、申請書に省エネ基準に係る工事監理の実施状況に関する報告書（省エネ基準工事監理報告書）を添付する必要があります。

※省エネ適判で省エネ基準適合を確認した建築物で、途中で設備等の変更が生じた場合、軽微変更証明書の交付を受ける等、手続きが必要となります。完了検査の申請を行う前に、早めに手続きを行うこと。

(2) 完了検査申請で準備するもの等

- ・申請書記載例等は国の申請・審査マニュアル第4章（P152～159）を参照してください。

○完了検査の際にご準備いただく書類等（参考）

- ①各種品質管理記録など（地盤改良、コンクリート等）
- ②各種自主検査記録など
- ③各種納品書、納品仕様書、品質証明書、規格証明書など
鉄筋、コンクリート、防火関係材料（内外装材、開口部）、シックハウス関係機器、省エネ関係機器・建材（断熱材、開口部）、木材、接合金物 等
- ④工事写真
完了検査時に現地で直接確認できない部位を確認できるように工事写真を撮影・整理してください
- ⑤その他施工関連図書
- ⑥他機関で省エネ適合性判定（または性能評価、長期使用構造等確認）を受けている場合は、当該書類一式
※軽微変更、計画変更があれば当該書類一式も必要

検査に先駆けて、早めに上記の資料を確認させていただければ、当日の検査がスムーズに進みますので、ご協力をお願いします。

○資料作成にあたっての留意点

- ・完了検査申請書に添付する工事写真は、スケール・黒板等を使用して、撮影した内容、箇所が判別できる写真として下さい。現地で見せていただく写真についても同様です。
(箇所：基礎-X○通り Y○通り 内容：立上り配筋、上下主筋1-D13、縦筋D10@200)
(箇所：1階-X○通り Y○通り 内容：柱脚金物15KN ホールダウン金物)
(箇所：1階-X○通り Y○～△通り間 内容：面材耐力壁、構造用合板9.0t、釘打ち間隔N50@150mm)
- ・材料に関しては、個々の材料の形状、仕様などを確認する必要があるため、設計と現場との比較ができるような一覧表を作成していただくと、検査をスムーズに進めることができます。
- ・省エネ基準適合義務がある建築物であるとよいもの
- ・断熱材等の種類、厚さ、施工状況などを確認できる写真
- ・構造熱橋部の断熱補強等の仕様・範囲を確認できる写真
- ・換気ダクトの施工状況などの写真

- ・設備機器等本体に記載されている型番、仕様等の写真（現地で確認できれば不要）
- ・断熱材、窓、ドア、設備機器等の納品書、出荷証明書（型番や性能の記載されたもの）

(3) よくある指摘

【建築基準法】

- ・確認申請にないカーポートが建てられている、建築物位置が変更している等、確認申請と異なる状態となっている。
- ※工事監理者の完成確認が十分でない可能性があります。完了検査申請に先立って、軽微変更の協議、計画変更等の手続きを行ってください。
- ・住宅用火災警報器がエアコン・24時間換気（第一種）吹出口から1.5m以上離れていない。
- ・階段手摺が施工されていない。
- ・24時間換気の給排気機が確認申請に添付してある書類、カタログと一致していない。
- ・外部サッシの位置変更、サイズ変更、取りやめ等を軽微な変更として記載がない。
- ・準防火地域内で防火設備、換気口のFDが現場で確認出来ない場合（吹抜け、屋外の高所に設置してある）に写真・書類（出荷証明書）の準備がしていない。
- ・敷地境界線と軒先（樋含む）の空気が少ない計画の場合、仮設足場がある段階で、下げ振り等で敷地内に建築物が収まっていることがわかる写真を撮影してください。
- ・完了検査の添付写真として、住宅瑕疵担保保険の検査状況の写真が添付されている。
※建築基準法とは別の検査ですので、瑕疵担保保険の検査員が検査して基礎や軸組等に問題がなくても、建築基準法の完了検査申請には工事監理者が現地を確認した写真や書類を添付するようにしてください。（同一機関で瑕疵保険の検査、建築基準法の完了検査を行う場合も同様）
- ・完了検査申請書に添付する工事写真は、スケール・黒板等を使用して、撮影した内容、箇所が判別できる写真としてください。現地で見せていただく写真についても同様です。

(例) 箇所：基礎－X○通り、Y○通り、内容：立上り配筋、上下主筋1－D13、縦筋D10@200
 箇所：1階－X○通り、Y○通り、内容：柱脚金物15KN ホールダウン金物
 箇所：1階－X○通り、Y○～△通り間、内容：面材耐力壁、構造用合板9.0t 釘打ち間隔N50@150mm

- ・完了検査申請を行う際は、申請書に省エネ基準に係る工事監理の実施状況に関する報告書（省エネ基準工事監理報告書）を添付する必要があります。なお、特定行政庁によっては、別途、様式を定めていることもあるため、実際の完了検査申請を行う際には、事前に、建築主事等に確認してください。

※鳥取県は要綱により様式を定めています

【省エネ仕様基準の参考様式】

【参考様式（仕様基準）】
 国土交通省 HP に Excel ファイルデータで掲載されています
<https://www.mlit.go.jp/ju/takukentiku/house/04.html>



【省エネ関係】

- ・省エネ関係の材料、機器が申請時から変更の場合、審査機関に変更の手続きが必要な場合がある。

《変更が必要な例》

- ・冷暖房設備を設置しない計画が、検査時に設置されている場合は、変更の手続きが必要。仕様規定で不可となる（は）の機器であった場合は検査済証が発行できない。
- ・現場で確認申請時、省エネ適合性判定時の材料、機器との照合ができない。

《照合が難しい例》

- ① 断熱材の製品名・厚み・種別等の刻印の写真が読めない。
(対応) 出荷証明書で確認
- ② 玄関戸の製品名のシールだけでは仕様が確認できない。
(対応) 出荷証明書で確認
- ③ 窓はガラス構成の仕様が刻印されているが、メーカーによって記載が違うので、確認（適判）時と同等かわかりづらい。出荷証明書でもガラス構成がわからない場合がある。
(対応) 施工時にガラスに張り付けてあるラベルを保存するか、写真を撮っておく。
- ④ 設備機器が新型になって型番が変わっている。
(対応) 同種であることがわかる資料を用意しておく。

(4) 完了検査ができない場合

確認申請と相違が大きい場合、現地検査を中止し、計画変更の手続き及び完了検査の再申請となる場合がありますので、工事監理者は必ず副本と整合を行ってから完了検査申請を提出してください。

※鳥取県福祉のまちづくり条例の対象となる建築物は、敷地内通路も完了検査の検査の対象になりますので、外構工事が完了してからでないで完了検査の申請が受付できません。

※2号建築物では屋外の給排水設備等の工事も検査の対象となりますので、図面記載の工事が全て完了したことを工事監理者が確認した上で、完了検査の申請をお願いします。

(5) 完了検査前の使用制限について

1号建築物と2号建築物は検査済証が交付された後でないで使用はできません。

※2号建築物に確認申請が必要な規模の同一棟増築等（新築を除く）で工事中も使用する場合は、「共同住宅以外の住宅」及び「居室を有しない建築物」を除き、仮使用認定が必要です。

※2号建築物の**新築**で、同一敷地内の既存住宅の解体が計画に含まれている場合、工事完了（既存住宅の解体）前に2号建築物を使用するには仮使用認定が必要です。

【参考】建築確認附属書

市部を除く、県内の町村を建設地とする場合、建築基準法第6条の規定による建築確認申請時等に申請書に添付する書類で、申請前に設計者が建設地の町村に対し、町村が把握している道路・都市計画等事項について確認を依頼するものです。

鳥取県の窓口と鳥取県建築住宅検査センターに申請する場合は、建築確認附属書の添付が必要です。

また、4市の区域については、都市計画図の添付が必要です。

【各町村の建築附属書照会先】

	町村名	担当課	連絡先
岩美郡	岩美町役場	建設水道課	0857-73-1567
八頭郡	若桜町役場	地域整備課	0858-82-2239
	智頭町役場	地域整備課	0858-75-4113
	八頭町役場	建設課	0858-76-0206
東伯郡	三朝町役場	建設水道課	0858-43-3500
	湯梨浜町役場	建設水道課	0858-35-5312
	北栄町役場	地域整備課	0858-37-3117
	琴浦町役場	建設住宅課	0858-55-7805
西伯郡	日吉津村役場	建設産業課	0859-27-5953
	大山町役場	建設課	0859-53-3186
	南部町役場	建設課	0859-66-3115
	伯耆町役場	地域整備課	0859-68-5539
日野郡	江府町役場	総務課	0859-75-2211
	日南町役場	建設課	0859-82-1113
	日野町役場	建設水道課	0859-72-0350

市町村長様

建築主事

建築確認について(依頼)

別添の建築確認申請をするに当たり、申請者又は建築士が下記の事項について確かめに伺いますので、各担当者において関係法令による規制項目等の有無についてチェック等いただきますよう御配慮ください。

記

申請場所

申請者氏名

関係法令	調査内容・意見書	月/日	担当課	職氏名
道路法 都市計画法	1 敷地が接する道路 国、県、市、町、村道その他の道路 ※上記該当に○の上、道路名等を記載 （幅員： _____ m）	/	課	
	2 都市計画施設等の区域(都法53条)			
	種 道路 内、外、支障有り、なし	/	課	
	公園 内、外、支障有り、なし	/	課	
	下水道 内、外、支障有り、なし	/	課	
	類 市街地 開発事業 内、外、支障有り、なし	/	課	
	その他 ()	/	課	
	3 事業認可区域(都法65条)			
	種 道路 内、外、支障有り、なし	/	課	
	類 下水道 内、外、支障有り、なし	/	課	
その他 内、外、支障有り、なし	/	課		
4 区画整理事業施行地区(区法76条) 内、外、支障有り、なし	/	課		
5 () 占用許可 必要 不要	/	課		
6 鳥取県屋外広告物条例第3条の許可 必要 不要	/	課		
その他規制区域 ※区域名等を記載 ※判断困難な場合等はその旨を 明示すること	伝統的建造物群保存地区 内、外 _____	/	課	
	海岸法・河川法 内、外 _____	/	課	
	急傾斜地崩壊危険区域 内、外 _____	/	課	
	災害危険区域 内、外 _____	/	課	
	土砂災害特別警戒区域 内、外 _____	/	課	
備考 (上記のほかに)	1. 工事完了告示済(都市計画法第36条) 2. 市街化調整区域内(都市計画法第34条) 3. 都市計画施設区域内における建築許可が必要(都市計画法第53条の許可) 4. 下水道処理区域内 5. 農業集落排水区域内又は漁業集落排水区域内(○で囲む) 6. 土地区画整理事業施行区域内における建築許可が必要(土地区画整理法第76条の許可) 7. 特別区域内における行為の許可が必要(自然公園法第20条の許可) 8. 地区計画の区域内(都市計画法第12条の5) 9. 景観形成重点区域内(景観法第16条の届出) 10. その他()			

(注意) 1 二部作成して、一部(附図のあるもの)を市町村のひかえとします。
申請者へは、メール等による交付も可能です。(メール等で写しを交付する場合は一部のみ作成)
2 担当課ごと該当する箇所をそれぞれ口で囲んでください。

【参考】建築主氏名等変更届出書

県に提出する場合の様式を掲載していますので、建築主事等に提出する場合は、規定された様式での届出をお願いします。

様式第3号（第3条関係）

建築主氏名等変更届	
建築主事 様	
建築主（設計者、工事監理者、工事施工者）の住所（氏名）を変更したので、鳥取県建築基準法施行細則第3条の規定により届け出ます。	
年 月 日	
届出者 住所 氏名 ①	
① 建築主住所氏名	変更後 ① 電話 () 番
	変更前 ① 電話 () 番
② 設計者住所氏名	変更後 ① () 建築士 () 登録第 号 電話 () 番
	変更前 ① () 建築士 () 登録第 号 電話 () 番
③ 工事監理者住所氏名	変更後 ① () 建築士 () 登録第 号 電話 () 番
	変更前 ① () 建築士 () 登録第 号 電話 () 番
④ 工事施工者住所氏名	変更後 ① 建設業の許可 () 第 号 電話 () 番
	変更前 ① 建設業の許可 () 第 号 電話 () 番
理由	
確認番号	年 月 日 第 号
※ 受付欄	※ 処理欄
年 月 日	
係員	

備考1 届出者が氏名を自署する場合には、その押印を省略することができます。

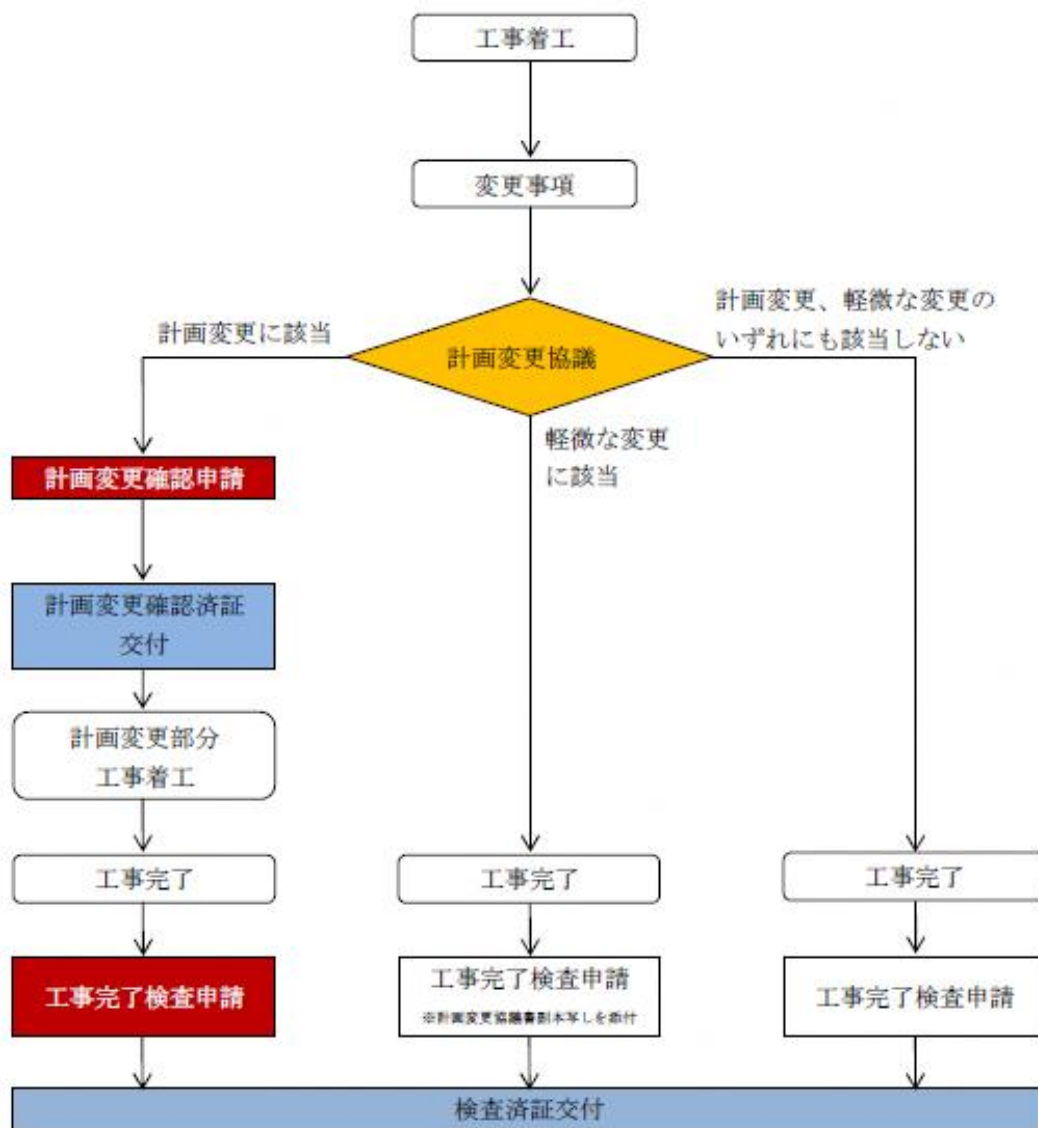
2 ※印欄は、記入しないでください。

V 軽微な変更

県の取り扱いを参照の上、変更する部分の着工前に事前協議をお願いします。

計画変更協議の様式は建築主事等に提出する場合は、規定された様式により提出をお願いします。

軽微な変更等フロー図



※計画変更協議後、他の変更事項が発生した場合はその都度計画変更協議を行うこと。

VI 大規模な修繕・大規模な模様替え

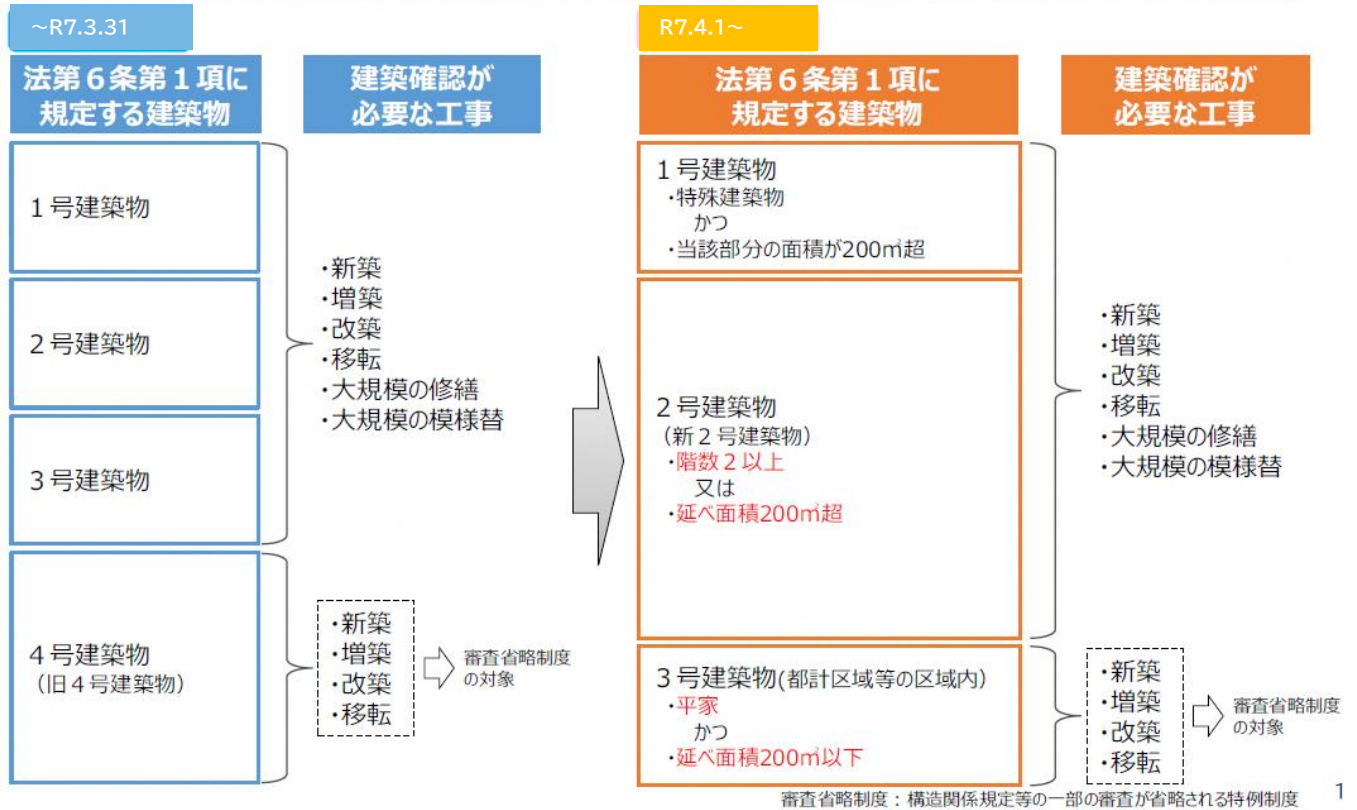
1号建築物及び2号建築物で、大規模な修繕・大規模な模様替えを行う場合、確認申請が必要です。

<p>大規模の修繕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「修繕」とは… 性能や品質が劣化した部分を、既存のものと概ね同じ位置・形状・寸法・材料を用いて造り替え、性能や品質を回復することをいいます。 ・「大規模の修繕」とは… 建築物の主要構造部※の一種以上について行う過半の修繕をいいます。
<p>大規模の模様替</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「模様替」とは… 同じ位置でも異なる材料や仕様を用いて造り替え、性能や品質を回復することをいいます。 ・「大規模の模様替」とは… 建築物の主要構造部※の一種以上について行う過半の模様替をいいます。

※主要構造部とは、壁、柱、床、はり、屋根または階段をいい、建築物の構造上重要でない間仕切壁、間柱等を除きます。



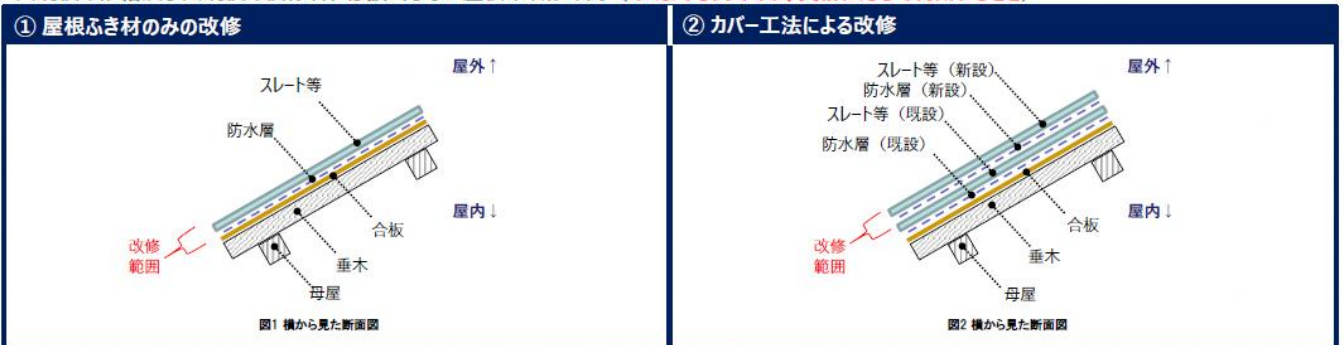
今般の法改正により旧4号建築物から新2号建築物に移る2階建ての木造一戸建て住宅等の建築物において、大規模の修繕又は大規模の模様替を行う場合、新たに建築確認等の手続きが必要となる。



1. 屋根の改修

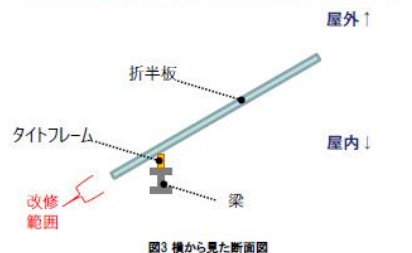
- 屋根ふき材のみの改修を行う行為は、法第2条第14号に規定する大規模の修繕及び同条第15号に規定する大規模の模様替には該当しないものと取り扱って差支えない。
- また、既存の屋根の上に新しい屋根をかぶせるようないわゆるカバー工法による改修は、法第2条第14号に規定する大規模の修繕及び同条第15号に規定する大規模の模様替には該当しないものと取り扱って差支えない。

大規模の修繕及び大規模の模様替には該当しない屋根の改修の例 (あくまでも例であり、実情に応じて判断すること)



<注意>

屋根ふき材の改修を行うことで屋根を構成する全ての材を改修することになる場合、その改修部分の見付面積が過半であれば、大規模の修繕又は大規模の模様替に該当する。

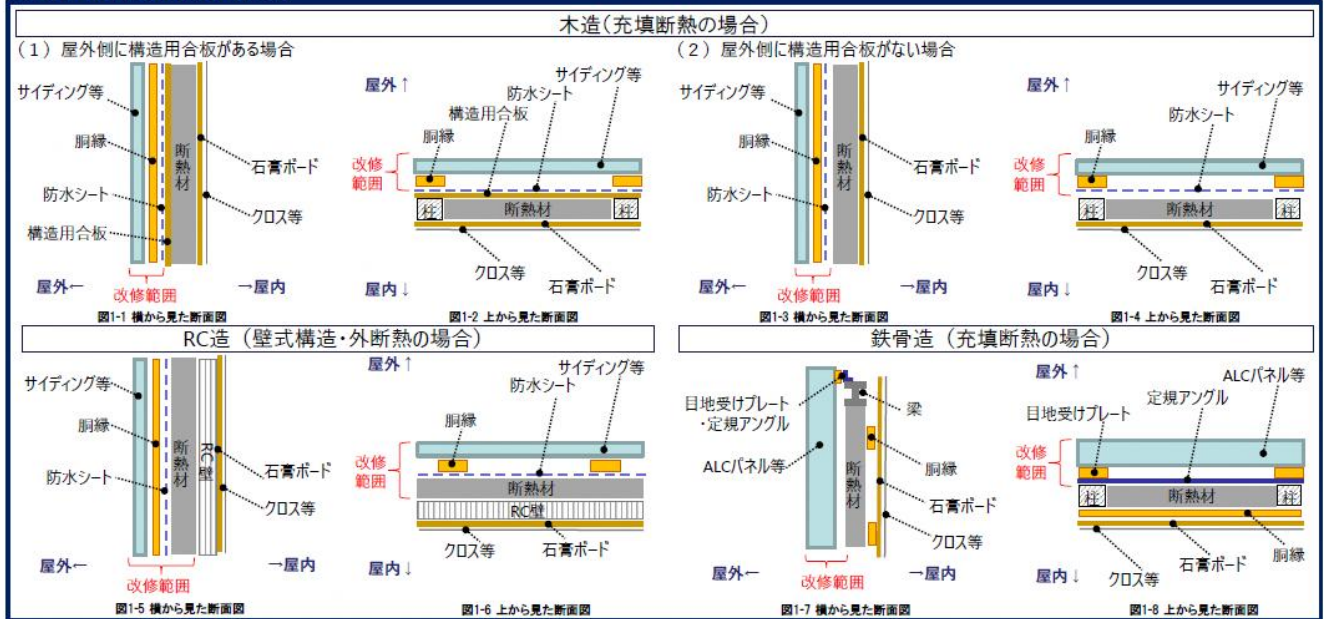


2. 外壁の改修

- 外壁の外装材のみの改修等を行う行為、又は外壁の内側から断熱改修等を行う行為は、法第2条第14号に規定する大規模の修繕及び同条第15号に規定する大規模の模様替には該当しないものと取り扱って差支えない。
- ただし、外壁の外装材のみの改修等を行う行為であったとしても、当該行為が外壁の全てを改修することに該当する場合は、この限りでない。
- 既存の外壁に新しい仕上材をかぶせるような工法による改修等を行う行為は、法第2条第14号に規定する大規模の修繕及び同条第15号に規定する大規模の模様替には該当しないものと取り扱って差支えない。

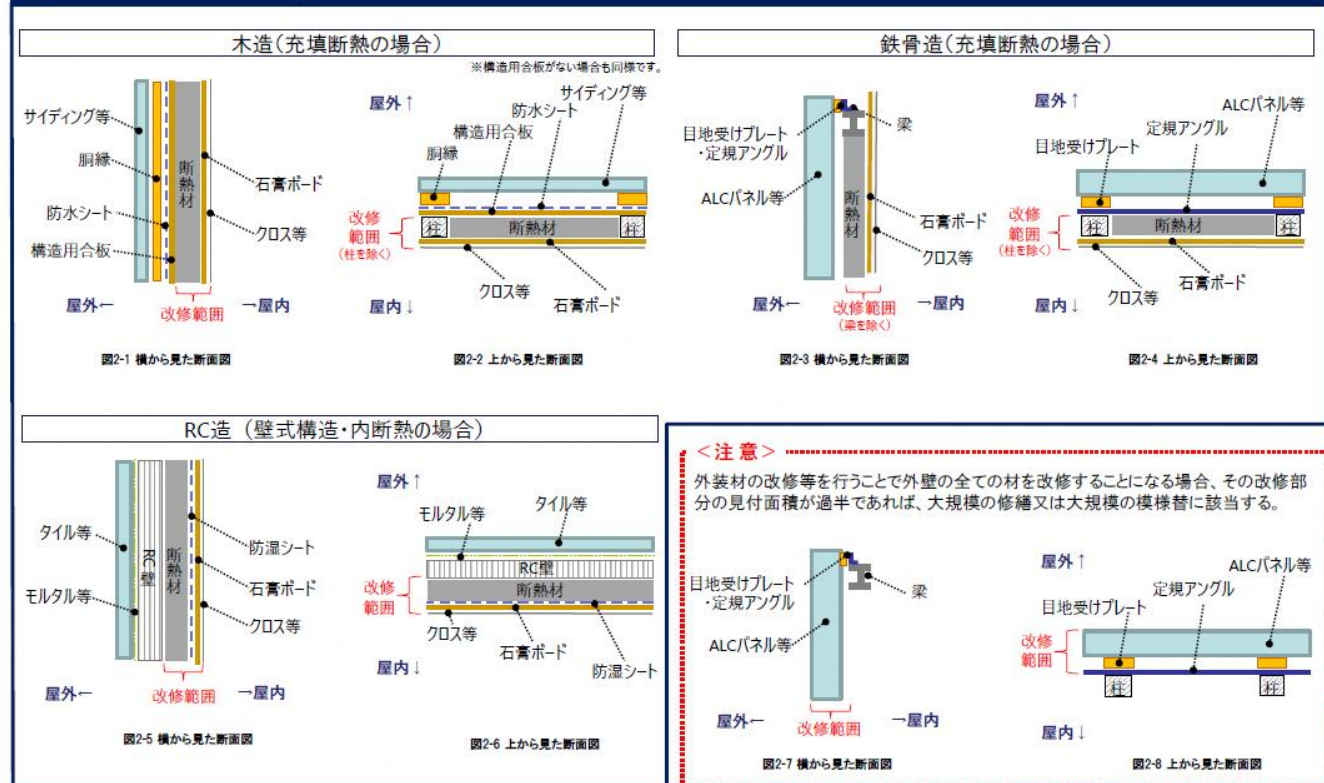
大規模の修繕及び大規模の模様替には該当しない外壁の改修等の例（あくまでも例であり、実情に応じて判断すること）

① 外壁の外装材のみの改修等



大規模の修繕及び大規模の模様替には該当しない外壁の改修等の例（あくまでも例であり、実情に応じて判断すること）

② 外壁の内側からの断熱改修等



1. 床の改修

- 床の仕上げ材のみの改修等を行う行為は、法第2条第14号に規定する大規模の修繕及び同条第15号に規定する大規模の模様替には該当しないものとして取り扱って差支えない。
- また、既存の床の仕上げ材の上に新しい仕上げ材をかぶせる改修は、法第2条第14号に規定する大規模の修繕及び同条第15号に規定する大規模の模様替には該当しないものとして取り扱って差支えない。

大規模の修繕及び大規模の模様替には該当しない床の改修等の例（あくまでも例であり、実情に応じて判断すること）

① 仕上げ材等のみの改修

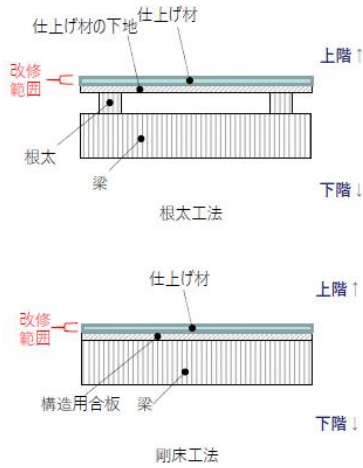


図1 横から見た断面図

② 仕上げ材の上に新たな仕上げ材を被せる改修

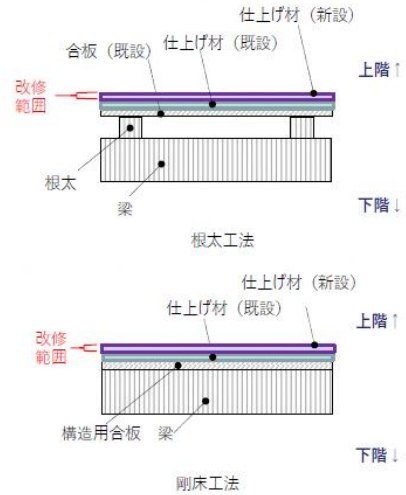


図2 横から見た断面図

1. 階段の改修

- 各階における個々の階段の改修にあたり、過半に至らない段数等の改修を行う行為は、法第2条第14号に規定する大規模の修繕及び同条第15号に規定する大規模の模様替には該当しないものとして取り扱って差支えない。
- また、既存の階段の上に新しい仕上げ材をかぶせる改修は、法第2条第14号に規定する大規模の修繕及び同条第15号に規定する大規模の模様替には該当しないものとして取り扱って差支えない。

大規模の修繕及び大規模の模様替には該当しない階段の改修等の例（あくまでも例であり、実情に応じて判断すること）

① 過半に至らない範囲をやり替える改修

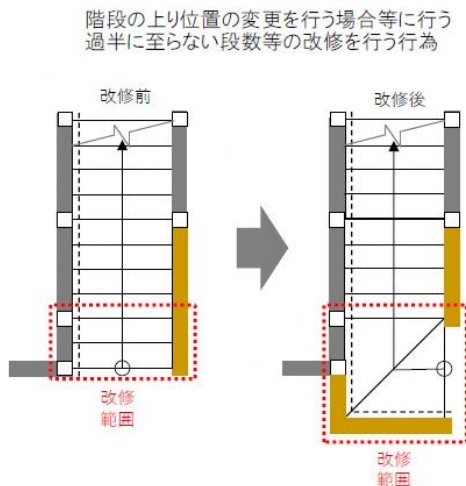


図1 階段改修イメージ

② 既存の階段の上に新たな仕上げ材を被せる改修

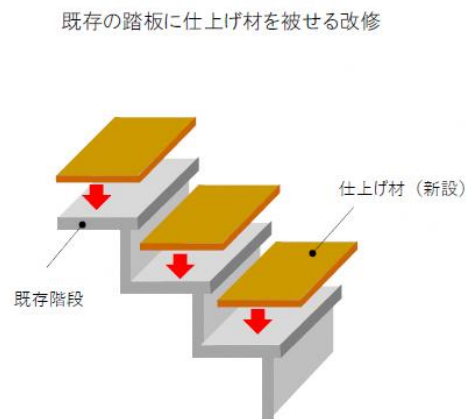


図2 階段改修イメージ

Ⅶ 参考資料

1. 鳥取県補足版チェックリスト
2. 確認申請様式の記載例と注意事項
3. 工事届の様式
4. 条例、細則、取扱い
5. 都市計画区域（都市計画区域外の地域）
6. 確認申請をする前の準備（道路の確認等）

1. 鳥取県補足版チェックリスト

ver.1

鳥取県補足版 確認申請図書作成チェックリスト

本チェックリストは、県内特定行政庁及び県内に拠点のある指定確認検査機関と協働し、鳥取県内の申請窓口にて建築確認申請をする際の参考としていただくために作成したものです。
以下の国土交通省編集協力の「確認申請・審査マニュアル」に掲載されているチェックリストをベースに項目等を追加記載していますので、「確認申請・審査マニュアル」と併せてご活用下さい。
詳細については、各申請窓口にご相談ください。

※【追加】・・・国マニュアルのチェックリストに鳥取県内の窓口にて提出する際に必要な項目を追加したもの

※県条例等に係るチェックリスト、省エネ基準に係る確認申請書類に添付する図書等のチェックリストは鳥取県内のみの内容です。



令和7年1月
鳥取県

(1)仕様表-1 チェックリスト

確認申請・審査マニュアル P29

根拠条文	番号	明示すべき事項		備考(県独自の内容等)
構造部材等 (法第20条、令第3章第2節) (令第37条) [使用構造材料一覧表から転記] (令第38条) [基礎・地盤説明書から転記] (令第39条) [構造詳細図から転記]	1-1	<input type="checkbox"/>	構造耐力上主要な部分で特に腐食、腐朽又は摩損のおそれのあるものに用いる材料の腐食、腐朽若しくは摩損のおそれの程度又はさび止め、防錆若しくは摩損防止のための措置	
		1-2	<input type="checkbox"/>	地盤調査結果の検証による支持地盤の種別及び位置
	<input type="checkbox"/>		基礎の種類	
	<input type="checkbox"/>		基礎の底部又は基礎ぐいの先端の位置	
	<input type="checkbox"/>		基礎の底部に作用する荷重の数値及びその算出方法	
	<input type="checkbox"/>	木ぐい及び常水面の位置		
1-3	<input type="checkbox"/>	屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁、その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、裝飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの取付け部分の構造方法	瓦以外の屋根葺き材の緊結方法については公共建築木造工事標準仕様書や屋根葺き材メーカーの仕様書等を参考	
木造建築物 (法第20条、令第3章第3節) 木材の品質 (令第41条) [使用構造材料一覧表から転記] 土台及び基礎 (令第42条) [構造詳細図から転記] 柱の小径、防腐措置等 (令第43条、第49条) [構造詳細図から転記] 木造建築物の部材 (令第44条から第47条)[基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、2面以上の軸組図から転記]	1-4	<input type="checkbox"/>	構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質	
	1-5	<input type="checkbox"/>	土台の設置、固定方法	
	1-6	<input type="checkbox"/>	柱の有効細長比、柱断面の欠き取り、2階建ての隅柱、柱の小径	早見表または表計算ツールの結果を添付 ※階高3.2mを超える場合、床面積比が120/100を超える場合は、早見表は不可
		1-7	<input type="checkbox"/>	外壁のうち、軸組が腐りやすい構造である部分の下地
	<input type="checkbox"/>		構造耐力上主要な部分である部材の地面から1m以内の部分の防腐又は防蟻措置	
1-8	<input type="checkbox"/>	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の形状及び寸法		
建築材料の品質 (法第37条) [使用建築材料表から転記]	1-9	<input type="checkbox"/>	建築物の基礎、主要構造部及び安全上、防火上又は衛生上重要である建築物の部分(令第144条の3に規定する部分)に使用する指定建築材料の種類	
		<input type="checkbox"/>	指定建築材料を使用する部分	
	1-11	<input type="checkbox"/>	使用する指定建築材料の品質が適合する日本産業規格又は日本農林規格及び当該規格に適合することを証する事項	
		<input type="checkbox"/>	日本産業規格又は日本農林規格に適合することを証明する事項	
<input type="checkbox"/>	使用する指定建築材料が国土交通大臣の認定を受けたものである場合は認定番号			

(1)仕様表-2 チェックリスト

確認申請・審査マニュアル P31

根拠条文	番号	明示すべき事項		備考(県独自の内容等)
補強コンクリートブロック造の塀 (法第20条、令第3章第4節の2) [構造詳細図から転記]	1-12	<input type="checkbox"/>	塀の寸法、構造方法、基礎の根入れ深さ並びに材料の種別及び寸法	
		<input type="checkbox"/>	帳壁の材料の種別及び構造方法	
		<input type="checkbox"/>	鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法	
組積造の塀 (令第3章第4節) [構造詳細図から転記]	/	<input type="checkbox"/>	【追加】塀の寸法、構造方法、基礎の根入れ深さ並びに材料の種別及び寸法	
鉄筋コンクリート造の塀 (令第3章第6節) [構造詳細図から転記]	/	<input type="checkbox"/>	【追加】鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法	
		<input type="checkbox"/>	【追加】鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さ	
無筋コンクリートの塀 (令第3章第7節) [構造詳細図から転記]	/	<input type="checkbox"/>	【追加】塀の寸法、構造方法、基礎の根入れ深さ並びに材料の種別及び寸法	
法第22条区域内の建築物の屋根 (法第22条) [耐火構造等の構造詳細図から転記]	1-13	<input type="checkbox"/>	屋根の断面の構造、材料の種別及び寸法	鳥取市、米子市、倉吉市の指定区域のみ
法第22条区域内の建築物の外壁 (法第23条) [使用建築材料表から転記]	1-14	<input type="checkbox"/>	主要構造部(外壁及び軒裏)の材料の種別	鳥取市、米子市、倉吉市の指定区域のみ
法第61条の規定が適用される建築物 (法第61条) [耐火構造等の構造詳細図から転記]	/	<input type="checkbox"/>	【追加】主要構造部の断面、材料の種別及び寸法	
シックハウス等対策 (法第28条の2) [使用建築材料表から転記]	1-15	<input type="checkbox"/>	内装の仕上げに使用する建築材料の種類	県取扱い:鳥取県におけるシックハウス対策の取扱いに記載の別紙等の添付
		<input type="checkbox"/>	換気設備の構造	
		<input type="checkbox"/>	天井裏等の種別	
昇降機以外の建築設備 (法第36条、令第129条の2の3第2号) [構造詳細図から転記]	1-17	<input type="checkbox"/>	昇降機以外の建築設備の構造方法(給湯器等)	
給排水設備配管 (法第36条、令第129条の2の4) [配管設備の使用材料表から転記]	1-18	<input type="checkbox"/>	配管設備に用いる材料の種類	

(2)配置図 チェックリスト

※法第3章に係る内容は、都市計画区域内のみ対象です。

確認申請・審査マニュアル P33

根拠条文	番号	明示すべき事項	備考(県独自の内容等)	
配置図に関する基本事項 (規則第1条の3第1項の表1)		<input type="checkbox"/> 縮尺・方位		
		<input type="checkbox"/> 敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別	・災害危険区域、レッド区域、都市計画道路線等が敷地に掛かっている場合は位置を明示 ・敷地境界線の種類(道路、隣地、官民)記入 ・既存建築物は確認の履歴を記載	
		<input type="checkbox"/> 擁壁の設置その他安全上適当な措置(法第19条第4項)	開発行為による擁壁はその告示の日付と番号を記載	
	2-1	<input type="checkbox"/> 土地の高低(法第19条第1項)、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差及び申請に係る建築物の各部分の高さ	がけが近い場合は1.5Hのラインを明示	
	2-2	<input type="checkbox"/> 敷地の接する道路の位置、道路幅員及び道路の種類(法第42条)	<都市計画区域内のみ> ・道路位置指定道路、開発道路の場合はその告示の日付と番号を記載すること ・水路、赤線が敷地に面する場合、占用許可等について記載及び占用許可等を添付すること ・道路名を記載し、確認申請附属書と整合させること	
塀 (法第20条、令第3章第4節 ほか)		<input type="checkbox"/> 下水管などの、下水溝又はためますその他これらに類する施設の位置及び排出経路又は処理経路(法第19条第3項)		
		<input type="checkbox"/> 組構造の塀の位置(令第3章第4節)		
	2-3	<input type="checkbox"/> 補強コンクリートブロック造の塀の位置(令第3章第4節の2)		
		<input type="checkbox"/> 【追加】鉄筋コンクリート造の塀の位置(令第3章第6節)		
塀 (法第61条、令第136条の2第五号) 【構造詳細図から転記】		<input type="checkbox"/> 無筋コンクリート造の塀の位置、構造方法及び寸法(令第3章第7節)		
		<input type="checkbox"/> 【追加】門又は塀の断面の構造、材料の種類及び寸法	防火、準防火地域の2mを超える塀	
水洗便所 (法第31条1項)	2-4	<input type="checkbox"/> 排水ますの位置及び公共下水道の位置	申請敷地外に給排水配管を敷設する場合は、隣地所有者の承諾について明示してください。 (例)配置図等に「隣地所有者承諾済」の記載 ※申請先によっては、隣地所有者の承諾書の添付が必要です。事前に相談をお願いします。	
浄化槽 (法第31条2項)		<input type="checkbox"/> 浄化槽の位置及び当該浄化槽からの放流水の放流先又は放流方法	・地下浸透の場合、隣地境界及び水源からの距離、地下水位の深さを記入	
給排水配管設備 (法第36条、令第129条の2の4)		<input type="checkbox"/> 建築物の外部の給水タンク等の位置		
		<input type="checkbox"/> 配管設備の種類及び配置		
くみ取便所、井戸 (法第36条)		<input type="checkbox"/> 給水タンク等からくみ取便所の便槽、浄化槽、排水管(給水タンク等の水抜管又はオーバーフロー管に接続する管を除く。)、ガソリンタンクその他衛生上有害な物の貯留槽又は処理に供する施設までの水平距離(給水タンク等の底が地盤面下にある場合に限る。)		
		<input type="checkbox"/> くみ取便所の便槽及び井戸の位置		
都市計画区域等に関する規定 (法第3章)		<input type="checkbox"/> 敷地の道路に接する部分及びその長さ	<都市計画区域内のみ>	
		<input type="checkbox"/> 用途地域の境界線	用途地域のある市村:鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、日吉津村	
		<input type="checkbox"/> 指定された容積率の数値の異なる地域の境界線	用途地域や区域が2以上にまたがる場合	
		<input type="checkbox"/> 【追加】防火地域・準防火地域の境界線	鳥取市、米子市、倉吉市、境港市の指定区域のみ	
	第一種低層住居専用地域等 内における外壁の後退距離 (法第54条)		<input type="checkbox"/> 都市計画において定められた外壁の後退距離の限度の線	地区計画や自然公園法で後退距離の定めがある場合も含む
			<input type="checkbox"/> 申請に係る建築物の外壁又はこれに代わる柱の面の位置	
			<input type="checkbox"/> 外壁の後退距離に対する制限の緩和(令第135条の22)に掲げる建築物又はその部分の用途、高さ及び床面積	県内には指定なし
	建築物の各部分の高さ (法第56条)		<input type="checkbox"/> 申請に係る建築物又はその部分の外壁又はこれに代わる柱の中心線及びその長さ	
			<input type="checkbox"/> 地盤面及び前面道路の路面の中心からの申請に係る建築物の各部分の高さ	
			<input type="checkbox"/> 地盤面の異なる区域の境界線	
		<input type="checkbox"/> 後退緩和(令第130条の12)に掲げる建築物の部分の用途、位置、高さ、構造及び床面積		
		<input type="checkbox"/> 道路斜線制限の緩和(法第56条第2項)に規定する後退距離		
		<input type="checkbox"/> 二以上の前面道路がある場合(令第132条第1項若しくは第2項)又は前面道路の反対側に公園等がある場合(令第134条第2項)に規定する区域の境界線		
		<input type="checkbox"/> 前面道路の反対側又は隣地にある公園、広場、水面その他これらに類するものの位置		
	<input type="checkbox"/> 北側の前面道路の反対側又は北側の隣地にある水面、線路敷その他これらに類するものの位置			

(3)平面図 チェックリスト

根拠条文	番号	明示すべき事項	備考(県独自の内容等)
平面図全般に関する基本事項 (規則第1条の3第1項の表 1)		<input type="checkbox"/> 縮尺・方位	
		<input type="checkbox"/> 間取、各室の用途及び床面積	
		<input type="checkbox"/> 【追加】延焼の恐れのある部分の外壁の位置及び構造	防火、準防火地域、22条地域 等
		<input type="checkbox"/> 【追加】床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法	
居室の採光 (法第28条第1項及び第4項) [配置図から転記]	3-1	<input type="checkbox"/> 居室の採光(法第28条第1項)に規定する開口部の位置及び面積	
	3-2	<input type="checkbox"/> 敷地の接する道路の位置及び幅員並びに採光補正係数(令第20条第2項)に規定する公園、広場、川その他これらに類する空地又は水面の位置及び幅	左記記載一部変更
	3-3	<input type="checkbox"/> 採光補正係数(令第20条第2項)に規定する水平距離	左記記載一部変更
シックハウス、換気設備 (法第28条の2)		<input type="checkbox"/> 給気機又は給気口等の位置、排気機又は排気口等の位置	県取扱い:様式添付もしくは様式の内容を図書に明記すること、換気扇のカタログ、P-Q図、ダクト等の図書を添付
		<input type="checkbox"/> 外壁の開口部に設ける建具(通気ができる空隙のあるものに限る。)の構造	
		<input type="checkbox"/> 【追加】換気計画部分及び換気経路を明示すること	県取扱い:建具アンダーカット図示等
		<input type="checkbox"/> 【追加】勾配天井等室内で天井高が均一でない場合、平均天井高の算定根拠を記入すること	県取扱い
階段 (法第36条、令第23条から第26条)	3-4	<input type="checkbox"/> 階段、踊り場、手すり等又は階段に代わる傾斜路の位置及び構造	
住宅用防災機器の設置・維持 (消防法第9条、第9条の2)		<input type="checkbox"/> 住宅用防災機器の位置及び種類	県取扱い:室名の下に(寝室)と記載
		市町村条例で定められた火災の予防のために必要な事項	県内はなし
居室の換気設備 (法第28条第2項から第4項) [換気設備の仕様書から転記]	3-5	<input type="checkbox"/> 居室に設ける換気のための窓その他の開口部の位置及び面積	
	3-6	<input type="checkbox"/> 給気機又は給気口の位置	
	3-7	<input type="checkbox"/> 排気機若しくは排気口、排気筒又は煙突の位置	
	3-8	<input type="checkbox"/> かまど、こんろその他設備器具の位置、種別及び発熱量	
	3-9	<input type="checkbox"/> 火を使用する室に関する換気経路	熱源の種別
	3-10	<input type="checkbox"/> 換気設備の有効換気量	
便所の窓又は換気設備 (法第36条、令第28条から第31条まで、第33条及び第34条(便所))		<input type="checkbox"/> 便所に設ける採光及び換気のため直接外気に接する窓の位置又は当該窓に代わる設備の位置及び構造	
火気使用室以外に設ける換気設備 (法第36条、令第129条の2の5)		<input type="checkbox"/> 給気口又は給気機の位置	
		<input type="checkbox"/> 排気口若しくは排気機又は排気筒の位置	
特殊建築物等の内装 (法第35条の2) [室内仕上表から転記]		<input type="checkbox"/> 【追加】令第128条の5に規定する部分の仕上げの材料の種別及び厚さ	火気使用室の内装制限 キッチン(ガスコンロ、IH等を明記) 薪ストーブ 自動車庫の内装制限
		<input type="checkbox"/> 【追加】開口部及び防火設備の位置	
防火地域及び準防火地域内の建築物 (法第61条)		<input type="checkbox"/> 【追加】外壁、袖壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ	

(4)立面図 チェックリスト

根拠条文	番号	明示すべき事項	備考(県独自の内容等)		
立面図全般に関する基本事項 (規則第1条の3第1項の表 1)		<input type="checkbox"/> 縮尺			
		<input type="checkbox"/> 開口部の位置			
		<input type="checkbox"/> 延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造			
基礎、屋根ふき材等 (法第20条、令第3章第2節)		<input type="checkbox"/> 基礎の配置、構造方法及び寸法並びに材料の種別及び寸法			
		<input type="checkbox"/> 屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの種別、位置及び寸法			
木造建築物 (法第20条、令第3章第3節)		<input type="checkbox"/> 構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法			
採光補正係数 (法第28条第1項、第4項)	4-1	<input type="checkbox"/> 採光補正係数(令第20条第2項)に規定する垂直距離			
防火地域及び準防火地域の建築物 (法第61条) [各階平面図から転記]		<input type="checkbox"/> 【追加】開口部及び防火設備の位置 (小屋裏換気口・小屋裏ガラリ等、平面図に記載できないもの)			
都市計画区域等に関する規定 (法第3章)		<input type="checkbox"/> 敷地境界線			
		<input type="checkbox"/> 敷地の接する道路の位置、幅員及び種類			
		<input type="checkbox"/> 壁面線			
		<input type="checkbox"/> 門又は塀の位置及び高さ			
		<input type="checkbox"/> 用途地域の境界線			
		<input type="checkbox"/> 土地の高低			
		建築物の各部分の高さ (法第56条) [断面図から転記]		<input type="checkbox"/> 前面道路の路面の中心の高さ	
				<input type="checkbox"/> 地盤面及び前面道路の路面の中心からの建築物の各部分の高さ	
				<input type="checkbox"/> 道路面と敷地の地盤面に高低差がある場合(令第135条の2第2項)、隣地との関係についての建築物の各部分の高さの制限の緩和(令第135条の3第2項)又は北側の前面道路又は隣地との関係についての建築物の各部分の高さの制限の緩和(令第135条の4第2項)の規定により特定行政庁が規則において定める前面道路の位置	
				<input type="checkbox"/> 法第56条第1項から第6項までの規定による建築物の各部分の高さの限度	
				<input type="checkbox"/> 前面道路の中心線	
				<input type="checkbox"/> 擁壁の位置	
				<input type="checkbox"/> 地盤面の異なる区域の境界線	
				<input type="checkbox"/> 後退緩和(令第130条の12)に掲げる建築物の部分の用途、位置、高さ、構造及び床面積	
				<input type="checkbox"/> 道路斜線制限の緩和(法第56条第2項)に規定する後退距離	
				<input type="checkbox"/> 二以上の前面道路がある場合(令第132条第1項若しくは第2項)又は前面道路の反対側に公園、広場、水面その他これらに類するものがある場合(令第134条第2項)に規定する区域の境界線	
		居室の換気設備 (法第 28 条第2項から第4項) [断面図から転記]	4-2	<input type="checkbox"/> 給気機又は給気口の位置	
4-3	<input type="checkbox"/> 排気機若しくは排気口、排気筒又は煙突の位置				
		<input type="checkbox"/> 前面道路の反対側又は隣地にある公園、広場、水面その他これらに類するものの位置			
		<input type="checkbox"/> 北側の前面道路の反対側又は北側の隣地にある水面、線路敷その他これらに類するものの位置			